

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律における ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）等に係る措置（案）

令和 5 年 2 月

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

1. 概要

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「ストックホルム条約」という。）の附属書A（廃絶）に追加することが決定されたペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩に相当する「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 PFHxS）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」（直鎖・分枝を含め、以下「PFHxS 又はその塩」と総称する。）について、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定し、所要の措置を講じる。

2. 背景

ストックホルム条約では、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質を対象に、人の健康の保護及び環境の保全を図るため、各国が国際的に協調して、当該物質の製造、使用を原則的に禁止する等の措置を講じることとしている。令和4年6月に開催されたストックホルム条約第10回締約国会議（COP10）において、新たにペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS 関連物質を同条約の附属書A（廃絶）に追加することが決定された。

この決定を踏まえ、PFHxS 又はその塩を化審法の第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を制限する等、必要な措置を講じる。

3. 措置の内容

令和6年春以降から、PFHxS 又はその塩について、その製造、輸入を原則禁止【（1）関係】。PFHxS 又はその塩を使用する製品の輸入を禁止【（2）関係】。認められた用途（エッセンシャルユース）以外での使用を禁止【（3）関係】。また、PFHxS 又はその塩が使用された一部の製品について取扱いに係る技術上の基準を設定【（4）関係】。

（1） 第一種特定化学物質の指定

「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名 PFHxS）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」を第一種特定化学物質に指定し、これらの化学物質の製造、輸入にあたっては許可を必要とする。（原則禁止）

(2) 政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものの輸入の禁止
次の製品で当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止する。

| 化学物質 | 輸入を禁止する製品 |
|---|---|
| <p>ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）又はその塩</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ・ 半導体の製造に使用するエッチング剤 ・ 半導体用のレジスト |
| <p>ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ 金属の加工に使用するエッチング剤 ・ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ・ はつ水剤・はつ油剤及び繊維保護剤 ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・半導体の製造に使用するエッチング剤 ・半導体用のレジスト |
|--|--|

※ 製品についての表現の仕方は今後変更がありうる。

(3) 政令で指定された用途（エッセンシャルユース）以外の使用の禁止

「ペルフルオロ（ヘキサノー１－スルホン酸）（別名 PFHxS）又はその塩」及び「ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩」については、政令で指定された用途（エッセンシャルユース）を設けることなく、使用を禁止する。

(4) 取扱いに係る技術上の基準の設定

第一種特定化学物質を使用した次の製品を取り扱う場合に、別途定める取扱いに係る技術上の基準に従う。

| 化学物質 | 技術上の基準に従わなければならない当該化学物質が使用されている製品 |
|--|-----------------------------------|
| ペルフルオロ（ヘキサノー１－スルホン酸）（別名PFHxS）又はその塩 | ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |
| ペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はその塩 | ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 |